

1. 件名: 東芝エネルギーシステムズ株式会社原子力技術研究所の核燃料物質使用変更届に係る行政相談
2. 日時: 令和4年8月25日(木)16時00分～16時15分
3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※TV会議により実施
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
榎見主任安全審査官、矢野安全審査官
東芝エネルギーシステムズ株式会社
原子力技術研究所 核燃料取扱主務者 他1名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 提出資料
・核燃料物質使用変更届について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。
0:00:04	はい。それでは、
0:00:08	長柴、エネルギーシステムズ減少ビーチ研究所、
0:00:16	野辺取扱量の変更に係る仕様変更届についての行政相談を、
0:00:23	これで見えます。
0:00:26	原子力規制庁の鷺見です。
0:00:29	それではまず
0:00:32	東芝さんから資料のご説明をお願いいたします。
0:00:39	はいどうぞエネルギーシステムズの青木です。よろしくお願いいたしますます。
0:00:45	資料なんですけれども、こちらから、すいません。申し訳ありません。うち、
0:00:51	表示の方は、すみません、共有で、
0:00:55	前回ちょっとできなかったんですけれども、
0:01:01	経営研修規制庁の杉です。こちら会議の資料持ってますので、
0:01:08	特に共有していただかなくても大丈夫ですが、はい。
0:01:16	必要に応じてということで、
0:01:23	大丈夫ですかね。
0:01:29	読み上げるということでよろしい。はい。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:37	まず下、私どもの事業所から核燃料物質の使用変更届について入れさせていただきますと考えております。前回の資料と、との相違点なんですけれども、
0:01:49	まず、2 ポツの変更届に係る作業について、こちらの内容につきまして、次、
0:01:59	ちょっと体裁を変え直させていただいております。
0:02:05	2 ポツ 12 ポツ 2 とともに、同様に、
0:02:10	掲載だけ書いておりまして内容としましては同じでございます。
0:02:16	続きまして、3 ポツなんですけれども、
0:02:20	こちらの方は、
0:02:26	仕様が多分、変更届が適切である理由というタイトルだったんですが、こちらを述べ取扱量の増加に伴い、
0:02:35	行う手続きについてというタイトルに、項目に直させていただきました。
0:02:41	併せて内容につきまして、
0:02:45	見直しをかせさせていただきますいております。
0:02:51	変更したところに関しましては、ちょっと読み上げますと、別紙。
0:02:56	別紙に示す通り、
0:03:01	既許可の主要設備等の位置構造及び設備の安全設計に影響を及ぼすものはありません。
0:03:07	従って本変更は、きょ、許可の核燃料物質変更許可申請書における、ポツ、予定使用期間及び年間予定使用料、
0:03:18	各種施設区分 1 土地確保仕様もの目的番号 1 から 8 に関わる施設。
0:03:25	中の延べ取扱量のみを変更するものであって、各電力使用届を、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:31	ちょっと受けてますと。
0:03:33	油布。
0:03:34	ものを書き改めさせていただいて、
0:03:36	おります。
0:03:38	続いてあと 4 ポツですが、こちらの方は今回追加させていただきました、4 ポツ変更の理由と、
0:03:45	いう
0:03:47	ものを入れさせていただきました。
0:03:49	こちらに追加させていただきました事項としましては、海外の払い出しを行うため、既許可の使用目的及び使用方法に変更はないが、
0:04:00	宇部取扱量の増加を行う変更を届け出るものです。
0:04:05	なお、主要施設等の位置構造及び設備に変更を加えるものではありません。
0:04:13	そして、(1) (2) ということで、
0:04:20	まず、D住宅における使用目的、2番の照射済み核燃料物質等から核分裂性及び核分裂性物質分離分析開発。
0:04:33	おじさん廃棄物 A、
0:04:35	処理処分技術の開発に関する基礎研究、
0:04:38	あと N L 査定における必要目的 4 番、核燃料物質の濃縮度アップ事務等の等に関する研究、以上。
0:04:46	II、
0:04:48	宇部取り扱いに変更したい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:52	主要目的は、主要目的について挙げさせていただいて、追加させていただいております。
0:05:00	本文中の変更は以上になります。
0:05:03	それとあと別紙に行きまして、
0:05:07	別紙の中で、第3条の、
0:05:11	遮へいのところ、
0:05:12	部分があるんですが、こちらに関しまして、説明内容を見直しさせていただきました。
0:05:21	こちらは、の内容としましては
0:05:24	線量評価は放射線業務従事者、管理区域境界及び周辺監視境界について、12 最大使用量、初等能力、
0:05:33	過去最大存在量及び計算時間を用いて行っています。
0:05:38	変更により、野辺取扱量を変更しても、線量評価後ご意見や結果に変更を生じるものではありません。
0:05:47	1日最大使用量、貯蔵能力最大存在量、全日表値、年間予定資料変更箇所記載の通りです。
0:05:56	このようにさせていただきまして、それぞれ放線業務従事者管理協会、支援監視協会についての線量評価について、その内容、
0:06:09	内容について説明を加えさせていただいております。
0:06:15	まず業務従事者に関してですが、表、放射線業務従事者の線量評価は、使用施設から線量企業へ単位時間当たりを、1日最大使用量から
0:06:26	所蔵施設間線量企業、
0:06:29	これも費用を貯蔵能力が算出しておりますして、さらに計算時間を乗じて、評価をしております。
0:06:40	計算時間も立ち入り時間 40 時間、1. %周到 50 週パー一年と。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:47	いうことでございます。この変更申請人により、
0:06:52	本変更により、野辺取り扱いを変更しても、1日最大使用量貯蔵能力及び計算時間に変更はないので、
0:07:02	線量評価の結果に変更生じるものはありません。
0:07:07	このような内容で示させていただいております。
0:07:12	管理評価に関しましても同様に、
0:07:18	先ほどのものと違う。その計算時間です。これが管理区域境界の立ち入り時間ということで、500時間、パ前3ヶ月と。
0:07:29	これに乗じて評価しております。
0:07:33	こちらの方も、野辺取扱量を変更しても、1日最大使用量貯蔵能力及び計算時間の変更は、
0:07:41	ございませんので、線量評価の結果に変更を生じるものはありません。
0:07:47	実
0:07:49	次に周辺監視区域の線量評価を加えさせていただいております。
0:07:53	こちら先ほど二つの評価と、やり方を同じになりまして、計算時間が異なっております。
0:08:02	計算時間につきましては主要施設、
0:08:05	こちら、
0:08:07	2000は、年間で2080時間。
0:08:11	醸造施設、こちらは年間で8760時間、これに乗じて評価を行っています。
0:08:18	本変更によりまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:21	宇部取扱量を変更しても、こちらも、1日最大使用量貯蔵量及び計算時間変更は、
0:08:28	ないので、線量評価の結果に変更するものではございません。
0:08:36	はい。以上の
0:08:39	内容につきまして追加させ、見直しをかせさせていただきますいております。
0:08:48	前回の資料との変更点は以上でございます。
0:08:53	はい、原子力規制庁マスミです。
0:08:56	ご説明ありがとうございました。
0:08:58	では本につきまして最後に別紙で、参考というのをつけておまして、
0:09:05	はい。
0:09:07	これは、前回の相談行政相談におけます指摘、指摘事項の回答ということで、一つ、1枚、つけさして、
0:09:18	追加させていただきます。
0:09:22	内容としましては前回、指摘事項といいますご質問事項がございまして、これは令和2年の7月16日付けの泊燃料物の変更許可申請において、野辺取り扱い、
0:09:36	いろいろ増加を申請しているか。
0:09:39	今回、いうことで受けた数値が何でしょうかというご質問がありまして、私どもとしましては、令和2年4月19日の仕様変更許可申請は、
0:09:51	宇部取り扱いが、
0:09:53	変更のほかに、政令41条以外と施設の主要目的番号。
0:09:58	1から4、あと7と8に関わる、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:02	実験終了に伴う設備の一部、でしょう。
0:10:07	あと取り扱い方法の一部変更、こういったことが同時期に予定されておりましたので、
0:10:14	届け出ではなく変更。
0:10:17	許可申請をさせていただいております。
0:10:20	今回、野辺取扱量のみの変更。
0:10:24	を行うということで、変更許可申請を行う事項が、このほかにございませんので、
0:10:31	原子炉等規制法 55 条第 2 項に定められました、
0:10:36	6 燃料部さん資料変更届を今回、
0:10:39	届け出させていただきました。このような内容のものを、1 枚つけさせていただきます。以上が前回との相違点でございます。
0:10:54	はい、原子力規制庁マスミです。
0:10:56	はい、ありがとうございました。
0:10:58	それでは本日のご説明を含めて、
0:11:04	今回の野辺取扱量の店舗
0:11:10	についてそれ以外の
0:11:12	調査からの 1 ほど及び設備、
0:11:18	について、変更がないと。
0:11:21	ということが確認できましたので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:24	今回の野辺取扱量の変更の増加については、核燃料物質の使用変更届。
0:11:34	して提出していただければと。
0:11:38	思います。
0:11:42	ということでよろしいでしょうか。
0:11:48	はい、どうぞ青木でございます。
0:11:51	はい。
0:11:54	はい。内容は、配送いたします。はい。
0:11:59	はい、原子力規制庁マスミです届け出の時期はいつごろになりますか。
0:12:07	はい。こちらの方で、今月中に届け出をさせていただけたらと考えております。
0:12:16	はい、原子力規制庁の角です。変更の時期ってのは8月になるんですけど。はい。
0:12:23	8月の1日ですかね。
0:12:31	あ、はい。
0:12:34	B牧K。はい。
0:12:35	考えておりました。
0:12:38	はい。原子炉規制庁の驚見です。承知しました。それでは
0:12:44	届け出の手続きをしていただければと思います。
0:12:50	他に何かございますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:02	はい。どうぞアオキでございます。特に、
0:13:07	私どもからございません。はい。
0:13:09	はい。
0:13:12	はい、原子力規制庁の角です。それでは本日の行政相談は以上で終了します。
0:13:21	はい、どうもありがとうございました。
0:13:24	ありがとうございました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。